

令和 8年度 道路台帳整備事業

設計書

相生市道路台帳（デジタルデータ基盤）補正業務委託（当初設計）

業務番号

業務名 相生市道路台帳（デジタルデータ基盤）補正業務委託

履行場所 相生市 市内一円

工 種 道路台帳

相生市 建設農林部 都市整備課

[illegible]

相生市全図

S=1:50,000



総括情報表

単価適用年月日	00-08. 07. 01 (0)		
	今 回		前 回
旅費交通費率計上	01 自動率計上する		

工事費内訳書

頁0-0002/0017

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
測量委託費											
道路台帳											
道路台帳											
計画・準備工											
計画準備・資料收集整理											
		1		式							
道路現況調査											施工 第0 -0001号内訳表
		1		式							
デジタル基盤補正工											施工 第0 -0002号内訳表
道路改良路線											施工 第0 -0003号内訳表
		346		m							
舗装改良路線											施工 第0 -0004号内訳表
		108		m							

工事費内訳書

頁0-0003/0017

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路台帳要素データ作成						
	1		式			施工 第0 -0005号内訳表
道路台帳構造化データ作成						
	1		式			施工 第0 -0006号内訳表
交通安全施設データ作成工						
道路反射鏡データ作成						
	6		箇所			施工 第0 -0007号内訳表
防護柵データ作成						
	48		m			施工 第0 -0008号内訳表
境界明示データ作成工						
境界明示データ作成						
	10		箇所			施工 第0 -0009号内訳表
認定路線網図データ修正工						
認定路線網図データ修正						
	1		式			施工 第0 -0010号内訳表

工事費内訳書

頁0-0004/0017

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
庁内用GISデータ更新						
庁内用GISデータ更新						
	1		式			施工 第0 -0011号内訳表
打合せ						
打合せ協議						
	1		業務			施工 第0 -0012号内訳表
直接費計（道路台帳） 旅費×、電子○						
旅費交通費（率計上）						
			式			
純調査費						
諸経費						
			式			
測量作業価格						

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
業務価格計											
消費税相当額											
総計					式						

施工単価表

施工 第0 -0001号内訳表

頁0-0006/0017

計画準備・資料収集整理

[規格1]		[規格2]		[摘要]		1	式	当り
名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
測量主任技師		0.3	人			1 直接人件費		
						1		
測量技師		0.8	人			1 直接人件費		
						1		
測量技師補		1.1	人			1 直接人件費		
						1		
測量助手		0.4	人			1 直接人件費		
						1		
測量補助員		0.1	人			1 直接人件費		
						1		
機械経費		2.1	%			#01		
材料費		1.8	%			#01		
単 位 当 り		1	式					

施工単価表

施工 第0 -0002号内訳表

頁0-0007/0017

道路現況調査

[規格1]		[規格2]		[摘要]		1	式	当り
名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
測量主任技師		0.2	人			1 直接人件費		1
測量技師		1.4	人			1 直接人件費		1
測量技師補		3.2	人			1 直接人件費		1
測量助手		3	人			1 直接人件費		1
測量補助員		1	人			1 直接人件費		1
機械経費		2.4	%			#01		
材料費		2.3	%			#01		
単 位 当 り		1	式					

施工単価表

施工 第0 -0003号内訳表

頁0-0008/0017

道路改良路線

[規格1]		[規格2]		[摘要]		1000	m	当り
名 称 ・ 規 格		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考	
測量主任技師		0.1		人			1 直接人件費	1
測量技師		4.8		人			1 直接人件費	1
測量技師補		7		人			1 直接人件費	1
測量助手		5.5		人			1 直接人件費	1
測量補助員		2.8		人			1 直接人件費	1
機械経費		3.1		%			#01	
材料費		1.6		%			#01	
合 計		1,000		m				
単 位 当 り		1		m				

施工単価表

施工 第0 -0004号内訳表

頁0-0009/0017

舗装改良路線

[規格1]		[規格2]		[摘要]		1000	m	当り
名 称 ・ 規 格		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考	
測量主任技師		0.1		人			1 直接人件費	1
測量技師		4.6		人			1 直接人件費	1
測量技師補		7.6		人			1 直接人件費	1
測量助手		6.8		人			1 直接人件費	1
測量補助員		2.6		人			1 直接人件費	1
機械経費		2.7		%			#01	
材料費		2.3		%			#01	
合 計		1,000		m				
単 位 当 り		1		m				

施工 第0 -0005号内訳表

頁0-0010/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

1 式 当り

[illegible]

施工 第0 -0006号内訳表

頁0-0011/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

1 式 当り

[illegible]

施工単価表

施工 第0 -0007号内訳表

頁0-0012/0017

道路反射鏡データ作成

[規格1]		[規格2]		[摘要]		10	箇所	当り
名 称 ・ 規 格		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考		
測量技師		1.4	人			1 直接人件費		1
測量技師補		2.7	人			1 直接人件費		1
測量助手		1.7	人			1 直接人件費		1
測量補助員		0.8	人			1 直接人件費		1
機械経費		2.7	%			#01		
材料費		1.7	%			#01		
合 計		10	箇所					
単 位 当 り		1	箇所					

施工単価表

施工 第0 -0008号内訳表

頁0-0013/0017

防護柵データ作成

[規格1]		[規格2]		[摘要]		100	m	当り
名 称 ・ 規 格		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考	
測量技師		1.3		人			1 直接人件費	1
測量技師補		2.6		人			1 直接人件費	1
測量助手		2.4		人			1 直接人件費	1
測量補助員		0.6		人			1 直接人件費	1
機械経費		2.7		%			#01	
材料費		1.7		%			#01	
合 計		100		m				
単 位 当 り		1		m				

施工単価表

施工 第0 -0009号内訳表

頁0-0014/0017

境界明示データ作成

[規格1]		[規格2]		[摘要]		20	箇所	当り
名 称 ・ 規 格		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考	
測量技師		1.7		人			1 直接人件費	1
測量技師補		3		人			1 直接人件費	1
測量助手		1.4		人			1 直接人件費	1
測量補助員		0.2		人			1 直接人件費	1
機械経費		2.7		%			#01	
材料費		1.7		%			#01	
合 計		20		箇所				
単 位 当 り		1		箇所				

施工 第0 -0010号内訳表

頁0-0015/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

1 式 当り

[illegible]

施工 第0 -0011号内訳表

頁0-0016/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

1 式 当り

[illegible]

施工 第0 -0012号内訳表

頁0-0017/0017

[規格 1]

[規格 2]

[摘要]

業務	当り
----	----

[illegible]

数量総括表

業 務 名	相生市道路台帳(デジタルデータ基盤)補正業務委託		事業区分	道路台帳整備事業	
			業務区分	道路台帳補正業務	
工種・種別・細別	名 称	算 式	数 量	単位	摘 要
準備工					
	計画準備・資料収集整理			式	
			1.0		
	道路現況調査			式	
			1.0		
デジタルデータ基盤補正工					
	道路改良路線			m	
			346.0		
	舗装改良路線			m	
			108.0		
	道路台帳要素データ作成			式	
			1.0		
	道路台帳構造化データ作成			式	
			1.0		
交通安全施設データ作成工					
	道路反射鏡データ作成			箇所	
			6.0		
	防護柵データ作成			m	
			48.0		
境界明示データ作成工					
	境界明示データ作成			箇所	
			10.0		

数 量 総 括 表

業 務 名	相生市道路台帳(デジタルデータ基盤)補正業務委託		事業区分	道路台帳整備事業	
			業務区分	道路台帳補正業務	
工種・種別・細別	名 称	算 式	数 量	単位	摘 要
認定路線網図データ修正工					
	認定路線網図データ修正			式	
			1.0		
庁内用GISデータ更新					
	庁内用GISデータ更新			式	
			1.0		
打合せ					
	打合せ			業務	
			1.0		

道路台帳（デジタルデータ基盤）補正業務

特 記 仕 様 書

相生市 建設農林部 都市整備課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、相生市（以下「発注者」という。）が実施する「道路台帳（デジタルデータ基盤）補正業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、相生市が管理する道路の適正な管理を行うため、道路改良工事及び経年変化等に伴い変化が生じたデジタルデータ基盤及び道路台帳要素データ等の補正変更を行い、発注者が運用する庁内用GIS及び公開型GISで継続的に運用を行うことを目的とする。

(遵守する関係法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の関係法令等を遵守して遂行しなければならない。

- (1) 測量法（昭和24年 法律第188号）、同施行令及び同施行規則
- (2) 相生市公共測量作業規程（平成26年 国国地113号）
- (3) 地方交付税法（昭和25年 法律第211号）
- (4) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年 法律第63号）
- (5) 地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月 閣議決定）
- (6) 地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成19年8月 国土交通省令第七十八号）
- (7) 地理情報標準第2版（平成14年3月 JSG2.0 国土交通省国土地理院）
- (8) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（令和元年7月 国土交通省国土地理院）
- (9) 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル（JPGIS）2014（令和2年11月 国土交通省国土地理院）
- (10) 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（令和5年6月 改訂 地理空間情報活用推進会議）
- (11) 道路法（昭和27年6月 法律第180号）
- (12) 道路法施行令（昭和27年12月 政令第479号）
- (13) 道路法施行規則（昭和27年8月 建設省令第25号）
- (14) 相生市デジタルデータ基盤製品仕様書（令和8年3月）
- (15) 相生市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年 条例第23号）及び同細則
- (16) 相生市契約規則（昭和39年 規則第25号）
- (17) その他関係法令、通達等

(提出書類)

第4条 受注者は、本業務にあたり、次の書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者届及び経歴書（資格証明書、雇用証明書含む）
- (3) 照査技術者届及び経歴書（資格証明書、雇用証明書含む）
- (4) 業務工程表
- (5) 業務計画書
- (6) その他業務に関する書類

(業務実施体制)

第5条 本業務を円滑に履行するため、受注者は次に示す条件を満たす者を配置しなければならない。

- (1) 主任技術者

主任技術者は、国土地理院が認定する測量士の資格を有するものを配置すること。

- (2) 照査技術者

照査技術者は、（公財）日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有している者を配置すること。

(企業の保有資格)

第6条 本業務は、品質管理、環境配慮及び情報保護の観点から、次の条件を企業として取得し公的資格の登録証の写しを発注者に提出するものとする。

- (1) ISO9001またはJIS Q 9001（品質マネジメントシステム）
- (2) ISO27001またはJIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (3) ISO15001またはJIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）、もしくはプライバシーマーク

(企業の実績)

第7条 本業務を円滑に履行するために、受注者は以下の実績を有するものとする。

- (1) 異縮尺混在型の数値地形図の作成又は修正
- (2) 道路台帳構造化データ作成又は更新

(打合せ協議)

第8条 本業務を円滑に履行するため、受注者と発注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ回数は着手時及び中間1回、納品時の計3回を基本とする。

2 受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

(関係官公署の手続き等)

第9条 本業務実施中、関係者または関係官公署との折衝を要する場合及び折衝を受けた場合は、発注者に申し出て指示を受けるものとする。

2 受注者は、本業務の実施に当たっては、測量法に基づく公共測量実施計画書の作成、測量成果の使用承諾申請、公共測量成果の提出、公共測量実施・終了の公示等、関係官公署への手続に必要な準備を速やかに実施するものとする。また、国土地理院より技術的助言及び情報提供等があった場合には、受託者は発注者へ報告するとともに、発注者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。

(現場立入り及び安全の確保)

第10条 本業務の実施に当たり、現地測量等に際し第三者が権利を有する又は管理する土地に立ち入る場合は、あらかじめ発注者に通知するとともに地元関係者との係争を生じないように、十分な協議調整を行わなければならない。

(資料の貸与及び返却)

第11条 本業務に必要な資料及びデータ等は、発注者が受注者に貸与するものとする。また、受注者は貸与する資料及びデータ等について、個人情報や守秘情報の取扱等その重要性を認識し、資料の破損、紛失、盗難等の事故がないよう所在を明らかにするとともに、厳重に管理及び取扱を行うものとし、本業務完了後は速やかに返却若しくは消去するものとする。

(成果品の帰属)

第12条 本業務における成果品（業務の履行過程において得られた記録などを含む）は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与または使用してはならないものとする。但し受注者又は他の著作物に関する著作権についてはこの限りではない。

(完了検査)

第13条 受注者は、業務完了後、発注者の検査を受けるものとし、発注者から本仕様書の定めにも適合しないものとして修正の指示があった場合は、受注者の費用負担において速やかに修正を行い、検査の合格をもって完了とするものとする。

(守秘義務)

第14条 受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡または貸与してはならないものとし、業務で知りえた秘密を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。

(損害賠償)

第15条 受注者は、本業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い、事故内容等を遅滞なく発注者に報告するものとし、損害賠償等の請求があった場合は、一切の処理を受注者の責任において行うものとする。

(履行期間)

第16条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

第2章 業務概要

(業務概要)

第17条 業務概要は、次の通りとする。

1 道路台帳（デジタルデータ基盤）補正

(1) 道路現況調査	1式
(2) デジタルデータ基盤補正	
①道路改良路線	346m
②舗装改良路線	108m
(3) 道路台帳要素データ作成	1式
(4) 道路台帳構造化データ作成	1式
(5) 交通安全施設データ作成	
①道路反射鏡データ作成	6箇所
②防護柵データ作成	48m
(6) 境界明示データ作成	10箇所
(7) 認定路線網図データ修正	1式
(8) 庁内用GISデータ更新	1業務

(貸与資料)

第18条 発注者は、本業務に必要な資料として、次のものを貸与するものとする。

(1) デジタルデータ基盤（地図情報レベル1000、2500）（FGB形式）	1式
(2) 道路認定路線網図データ（FGB形式、DM形式）	1式
(3) 議会・告示資料	1式

(4) 道路台帳調書	1式
(5) 交通安全施設資料	1式
(6) 境界確認資料	1式
(7) その他本業務の履行に必要なもので、発注者が認めるもの	1式

(計画準備)

第19条 本業務を効率的に推進するため、人員配置及び使用機器等の実施体制をはじめとする業務全般の工程等を綿密に計画するものとする。また、細部計画を立案した後「業務実施計画書」を提出して発注者の承認を得るものとする。

(資料収集整理)

第20条 本業務に必要な資料及びデータ等は、発注者が受注者に貸与するものとする。また、受注者は貸与する資料及びデータ等について、情報の取扱等その重要性を認識し、資料の破損、紛失、盗難等の事故がないよう所在を明らかにするとともに厳重に管理及び取扱を行うものとし、本業務完了後貸与資料は速やかに返却し、データ等は消去するものとする。

(製品仕様書)

第21条 相生市デジタルデータ基盤製品仕様書の修正が必要な場合、受注者は「地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014」に準拠して、発注者受注者協議の上修正するものとする。

(品質評価)

第22条 受注者は製品仕様書に記載されている品質要求を満たしているか、品質評価手順に基づき品質評価を実施するものとする。評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、製品仕様書に基づき必要な調整を行うものとする。

(メタデータ作成)

第23条 受注者は本業務で作成する製品仕様書に従い、データファイル管理及び利用において必要となる事項について、その内容を取りまとめたメタデータを作成するものとする。

(業務報告書作成)

第24条 受注者は本業務のとりまとめを行い、報告書として提出するものとする。

第3章 道路台帳（デジタルデータ基盤）補正

（道路現況調査）

第25条 受注者は、現況平面図及び道路台帳作成に必要な項目について、関係法令に準拠して、調査及び測定、資料収集するものとする。内容については以下の通りとする。

- (1) 車道の幅員が、0.5m以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道幅員
- (2) 曲線半径（30m以上のものを除く）
- (3) 縦断勾配8%以上の区間延長、勾配
- (4) 路面の種類
- (5) 自動車交通不能区間
- (6) 道路の付属物（柵、駒止、並木、道路標識、道路鏡）
- (7) 交差し、若しくは分岐接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名
- (8) 主要な占用物件（マンホール、電柱、消火栓、信号機）
- (9) 三角点、基準点、水準点、その他測量基準点及び境界点
- (10) その他監督職員の指示する事項

（デジタルデータ基盤補正）

第26条 受注者は、発注者が指示する新規認定・道路改良・舗装改良路線についてデジタルデータ基盤の補正整備を行うものとする。なお、現行のデジタルデータ基盤の属性情報、空間情報等の構成を遵守し補正を行うものとし、補正のための現地測量は測量基準点を設置するなど正確な国家座標を用いて実施するものとする。

(1) 図面精度

① 道路区域内（市道部分）及び道路区域内と一体となって補正する道路区域外の精度は地図情報レベル1000とする。地図情報レベル2500である道路区域外の既存地物との整合については地図情報レベル2500としても差し支えない。補正箇所については発注者受注者協議のうえ決定するものとする。なお、既存のデジタルデータ基盤の精度はDM属性に記載してある。

② 以下の地物については、現地調査取得結果に基づき、ミリメートル単位で整合させ道路区域内の地形入力するものとする。

ア 道路幅員

イ 歩道幅員

ウ 分離帯幅員

エ 蓋有U字側溝幅員

オ 蓋無U字側溝幅員

カ L字側溝幅員

(2) 補正方法

- ① 入力範囲は道路区域内及び関連して補正が必要な道路外区域とし、既存のデジタルデータ基盤を参照して補正するものとする。
- ② 図面間の接合は、取得分類（レイヤ）ごとにシームレスデータを作成するものとする。
- ③ 補正する全ての地物に対して、新たに取得する地物には「取得年月」を、補正により削除対象となる地物には「消去年月」を付与し保全するものとする。なお「年月」は現地を計測した年月とし、発注者と協議の上決定するものとする。

(3) データファイル作成

- ① 補正整備データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体（CD-ROM等）への記録及びウイルスチェックを行うものとする。

(道路台帳要素データ作成)

第27条 受注者は、経年変化部分の幅員や構造物等を考慮し、デジタルデータ基盤に以下のデータ項目を作成するものとする。

- (1) 路線番号
- (2) 区間切り線
- (3) 道路部幅員
- (4) 側溝種別、幅員
- (5) 縦断勾配
- (6) 曲率半径
- (7) 区域線（確定箇所のみ）
- (8) 橋梁旗揚げ（橋梁、踏切、立体交差）
- (9) 踏切旗揚げ、立体交差旗揚げ
- (10) トンネル旗揚げ
- (11) 起終点記号
- (12) 交通不能区間
- (13) その他必要な事項

(道路台帳構造化データ作成)

第28条 受注者は、道路区間ごとの面処理（ポリゴン化）を「道路区域」「道路部」「歩道」「側溝」で区間切りによる分割処理を行うものとする。また、デジタルデータ基盤と道路台帳調書の情報が完全一致するように道路台帳調書を作成するものとする。なお、フォーマット及び記載項目は、既存の道路台帳調書をベースに発注者受注者協議のうえ決定するものとする。区間切りは、以下の項目とするが、疑義が生じる場合は、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

- (1) 道路幅員別（0.5m以上変化する箇所）
- (2) 道路区分別（重要、供用、未供用、改良、未改良）
- (3) 路面種別（コンクリート、高級・簡易アスファルト、砂利等）
- (4) 道路構造別（車道、歩道、分離帯、側溝、路肩、橋等）
- (5) 道路種別（1級、2級、その他）
- (6) 道路折曲部
- (7) 立体横断施設
- (8) 安全施設
- (9) 自動車交通不能区間
- (10) その他、監督職員の指示により必要とする事項

（交通安全施設データ作成）

第29条 受注者は、発注者が指示する資料に基づき道路付属物（道路反射鏡・道路照明・道路標識等）や道路施設について現地確認を行い、修正を行うものとする。

（境界明示データ作成）

第30条 受注者は、発注者が貸与する官民境界確定綴りより境界明示箇所の位置情報及び属性情報のデータ作成を行うものとする。なお、申請図書（協定書）及び確定図等の関連図書については、スキャニングを行うものとする。

（認定路線網図データ修正）

第31条 受注者は、更新された路線について修正計測すると共に、属性を付加したデータ作成を行うものとする。作成するデータ項目は次のとおりとする。

- (1) 認定路線形状（経路）
- (2) 認定路線番号
- (3) 道路種別（1級路線、2級路線、その他路線）
- (4) 起終点地番
- (5) 認定年月日
- (6) 供用開始年月日
- (7) その他必要と思われるもの

（GIS維持管理）

第32条 受注者は、前条までに作成された各種データについて、庁内用GIS及び公開型GISに搭載するためのデータ作成・変換を行うものとする。また、現在庁内GISにおいて運用されているデジタルデータ基盤配信環境について、その機能および運用状況を十分に把握した上で、当該環境に格納・配信されている各種データの更新を行うものとする。な

お、データ更新にあたっては、既存データとの整合性および正確性を確保するとともに、データ形式、属性情報、空間情報等を遵守し、支障なく配信および利用が可能な状態を維持するものとする。

第4章 成果品

(成果品)

第33条 本業務の成果品は次の通りとする。

- | | | |
|----------------|--------------------|-----|
| (1) デジタルデータ基盤 | (完成物及び消去地物を削除したもの) | 1 式 |
| (2) 道路台帳要素データ | | 1 式 |
| (3) 道路台帳構造化データ | | 1 式 |
| (4) 道路台帳調書 | | 1 式 |
- ① 国交書関係
- ア 第1号様式-道路現況総括台帳
 - イ 第2号様式-道路現況独立専用自歩
 - ウ 第3号様式-道路現況部分自歩道台
 - エ 第5号様式-橋梁現況台帳
 - オ 第6号様式-トンネル現況台帳
 - カ 第7号様式-踏切道現況台帳
 - キ 末尾調整
- ② 総務省関係
- ア 道路橋梁現況調査台帳総括
 - イ 地方交付税基礎数値集計表
 - ウ 道路の増減移動内訳表
 - エ 道路・橋梁増減内訳表
 - オ 橋梁内訳表
 - カ 橋梁の増減移動内訳表
 - キ 道路現況部分自歩道台帳
- ③ 道路法関係
- ア 実延長調書
 - イ 認定路線調
 - ウ 道路台帳調書
 - エ 道路台帳内訳表
 - オ 橋梁調書写真
 - カ 橋梁調書一覧

キ 鉄道との交差調書一覧表	
ク 鉄道との交差調書写真付	
ケ トンネル調書一覧表	
コ トンネル調書写真付	
(5) 認定路線網図データ	1 式
(6) 交通安全施設データ	1 式
(7) 境界明示データ	1 式
(8) 道路台帳図（更新図面PDF）	1 式
(9) 庁内用GISデータ更新	1 式
(10) その他発注者の指示により受注者が認めた成果品	1 式

（納入場所）

第34条 本成果品の納入場所は、相生市建設農林部都市整備課土木工務係とする。